社会福祉法人渋川市社会福祉協議会人事評価要綱

社会福祉法人渋川市社会福祉協議会人事評価要綱(平成25年10月1日制定)の全部を次のように改正する。

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人渋川市社会福祉協議会における職員、嘱託員及 び再就職職員(以下「職員」という。)の人事、昇格、昇給時の基礎資料とする ことを目的に、勤務成績の評価(以下「人事評価」という。)を行うために必要 な事項を定める。

(対象者)

- 第2条 評価される者(以下「被評価者」という。)の対象は、事務局長を除く職員とする。
- 2 評価する者(以下「評価者」という。)は、原則として被評価者1人に対し2 人で評価を行うものとし、人事評価における評価区分表(別表1)により割当て る。

(評価者の役割)

- 第3条 前条第2項に定める評価者の役割は、次の各号に定めるとおりとする。
 - (1) 第1評価者は、被評価者の人事評価及び心身状況等の把握を行う。
 - (2) 第2評価者は、前号に定める人事評価に修正を加えることができる。
- 2 兼務により、被評価者の第1評価者が2人以上となるときは、被評価者の辞令 における筆頭任命職の第1評価者及び第2評価者が、前項に定める役割を担うも のとする。
- 3 第1評価者が不在になるときは、第2評価者が役割を担うものとする。
- 4 第2評価者が不在になるときは、その上位者が役割を担うものとする。

(人事評価の期間)

第4条 人事評価の期間(以下「評価期間」という。)は、毎年10月1日から翌年 9月30日までとする。

(人事評価の方法)

- 第5条 第1評価者は、人事評価基本原則(別表2)に基づき、次の各号の定めに より行動記録簿(様式1)を作成する。
 - (1) 一の評価すべき行動等が、人事評価キャリアパス基準(別表2-2) に定める被評価者の職位を超えるものであるときは、1点から2点までの評点を被評価者の職位に満たないものであるときは、マイナス1点からマイナス2点までの評点を採点することができる。
 - (2) 前号の評点を採点するための評価項目数に限度は設けない。

- 2 第1評価者は、前項の規定により作成した行動記録簿(様式1)に基づき、次の各号の定めにより、人事評価票(様式2)を作成する。
 - (1) 一の評価項目の評点は、5点(特に優れている)、4点(優れている)、 3点(普通)、2点(支障をきたすことがある)、1点(支障をきたしている)により採点する。
 - (2) 前号の規定により、3点以外の評点を採点する場合は、行動記録簿(様式1)に根拠となる評点があり、かつ人事評価結果票(様式2)の特記事項に具体的な理由を明記しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、課長以上の職にある者は、課長補佐級以下の職員の 行動記録簿(様式1)を作成し、当該職員の第1評価者に提出することができる。
- 4 前各項の規定にかかわらず、第3条第2項に規定する役割を担わない第1評価者は、行動記録簿(様式1)を作成し、第3条第2項に規定する役割を担う第1評価者に提出することができる。
- 5 第2評価者は、前各項の規定により作成された人事評価票(様式2)に修正を加える場合、訂正印を押印して人事評価票(様式2)に定めるSSSからE-までの12段階による総合評価ランクを決定する。ただし、第2評価者が割当てられない場合は、第1評価者による総合評価ランクに決定することができる。

(人事評価票及び行動記録簿の取扱い)

- 第6条 第1評価者は、前条第5項に規定する第2評価者による評価を経たうえ、 毎年10月末日までに行動記録簿(様式1)及び人事評価票(様式2)(以下「評価書類」という。)を事務局長へ提出するものとする。
- 2 被評価者が、異動又は退職する場合は、次の各号の規定により引継ぎ等を行う。
 - (1)被評価者が異動する場合、第1評価者は、異動先の第1評価者に行動記録簿(様式1)を引継ぐ。ただし、被評価者が異動先の第1評価者となる場合は、異動者の第1評価者に行動記録簿(様式1)を引継ぐ。
 - (2)被評価者が退職する場合、第1評価者は、第1項の規定により対応する。 この場合においては、第1項中「毎年10月末日までに」を「退職日から2 週間以内に」と読み替えるものとする。
- 3 第1評価者が、異動又は退職する場合、次の各号の規定により引継ぎ等を行う。
 - (1) 第1評価者が異動する場合、後任者へ行動記録簿(様式1)を引継ぐ。 ただし、後任者自身の行動記録簿(様式1)が含まれる場合は、後任者の 第1評価者に引継ぐ。
 - (2) 第1評価者が退職する場合は、前号の規定に準ずる。なお、被評価者が同時に退職する場合は、第1項の規定により対応する。この場合においては、第1項中「10月末日までに」を「退職日までに」と読み替えるものとする。

- 4 事務局長は、評価書類を次の各号に定めるとおり管理する。
 - (1)事務局長が異動又は退職する場合は、評価書類を後任者へ引継ぐものとする。ただし、後任者自身の評価書類が含まれる場合は、個人情報が漏洩しない手段により破棄するものとする。
 - (2) 事務局長は、評価書類を評価期間が満了する日が属する年度の末日から 起算して3年間保存する。
 - (3) 前各号に規定する評価書類は施錠のうえ保存し、保存期限が経過したときは、個人情報が漏洩しない手段により廃棄するものとする。
 - (4)評価書類は、原則として開示しないものとするが、事務局長が必要と判断する場合に限り開示できるものとする。
 - (5) 第1評価者が引継ぎ等を行えない場合の対応は、事務局長がその都度判断する。

(総合評価ランクの取扱い)

第7条 A以上又はD以下の総合評価ランクがある場合、常務理事、事務局長、事務局次長及び課長により、初任給、昇格、昇給等の基準に関する内規に定める昇級等について審議する。

(職員面談)

- 第8条 第1評価者は、心身状況の把握等を目的とした被評価者との面談(以下「職員面談」という。)を毎年11月から翌年3月までに実施するものとする。ただし、これとは別に第1評価者が必要と判断する場合は、随時実施できるものとする。
- 2 職員面談を実施したときは、職員面談記録票(様式3)を作成し、次の各号に 定めるとおり取扱うものとする。
 - (1) 次の面談が実施されるまで、施錠のうえ保管する。
 - (2) 第1評価者又は被評価者が、異動又は退職する場合における職員面談記 録票の引継ぎ等は、第6条第2項及び第3項の規定を準用する。
 - (3) 第1評価者は、職員面談の結果を自らの第1評価者に報告することができる。

(人事評価検討会)

- 第9条 この要綱の継続的な内容検討を行うために、人事評価検討会を設置する。
- 2 人事評価検討会の構成員は、人事評価検討会構成員選出区分表(別表3)のと おりとする。
- 3 人事評価検討会の事務局は、法人経営課内に置く。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

- この要綱は、令和5年2月1日から施行し、令和4年10月1日から適用する。 附 則
- この要綱は、令和5年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和5年10月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和6年10月1日から施行する。ただし、別表1の改正規定については、令和5年4月1日から適用する。